※参考 地方公務員法抜粋

(等級等ごとの職員の数の公表)

第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに

- 、職員の数を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成31年4月1日現在)

行政職給料表(一)

級	等級別基準職務表に規定 する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、主事補、保健師、教諭、 臨床心理士、看護師、栄養士の職務	68 人	16.7%	主事補 主 事 保健師・教諭	27人 36人 5人			
2級	主任、保健師、教諭、臨床心理士、 看護師、栄養士の職務	81 人	20.0%	主 任 保健師・教諭	72 人 9 人	204 人	50.2%	係 員 級
3級	主査、主任保健師、主任教諭、 主任臨床心理士、主任看護師、 主任栄養士の職務	55 人	13.5%	主 査 主任保健師 主任教諭 主任臨床心理士	45人			
4級	副主幹、主任保健師、主任教諭、 主任臨床心理士、主任看護師、 主任栄養士、行政専門員、 消防専門員の職務	90人	22.2%	副主幹 行政専門員 消防専門員	82人 8人	90 人	22.2%	係 長 級
5級	課長補佐、主幹の職務	48 人	11.8%	主 幹課長補佐	27 人 21 人	62 人	15.3%	課長補佐級
6級	1 参事、総括課長補佐、次長、 副署長、副所長の職務2 職務の複雑、困難及び責任の度が 前項に掲げる職務と同程度のもの として市長が定める職の職務	27人	6.7%	参事総括課長補佐	13人 14人			
7級	 課長、局長、福祉事務所長、 教育次長、消防長、署長、 所長、事務局長、会計管理者の職務 職務の複雑、困難及び責任の度が 前項に掲げる職務と同程度のもの として市長が定める職の職務 	37人	9.1%	課 長 長 長 福祉事務所長 教防長 新 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 世 子 子 子 子 子 子 子	23 3 1 1 1 2 3 1 1	50 人	12.3%	課長級

406人 100.0% 406人 406人 100.0%